

建築関係工事における東日本大震災の復旧・復興事業等の積算方法等に関する試行についてのQ & A

Q1. この運用の適用年月日は平成 25 年 1 月 1 日とありますが、基となる要領は平成 24 年 6 月 29 日付け通知により既に適用されていることから、契約済みの工事についても適用できると解釈していいか。

A1. 支障ありません。入札公告や特記仕様書に記載することで予め受注者にこの運用を適用することを周知することを必要としていますので、既発注工事については、受注者に対して指示する必要があります。

Q2. この運用を適用する際の特記仕様書への記載位置はどこか。

A2. 建築・電気設備・機械設備各工事の特記仕様書の最終ページ空欄に記載してください。

Q3. 遠隔地からの資材調達に係る実績変更について、見積により単価決定した資材等についても適用可能か。

A3. 設計時の採用見積条件と明らかに異なり、その変更が常識的に妥当と判断される場合であれば可能です。

Q4. 下請業者が費用負担した作業員宿舎は、この運用を適用できないのか。

A4. 適用外です。Q8を参照してください。

Q5. 労務管理費にある福利厚生費や研修費について、受注者より実績変更して欲しい旨協議があり、実績報告書の提出を受けたが、この運用を適用していいか判断に苦慮している。適用の目安を教えて欲しい。

A5. 元請（県から直接工事を請け負った者）が費用負担した場合で、常識的に現場作業員に必要と思われる対象費用であれば適用可能です。

Q6. 作業員確保に要した費用の精算変更について、工事発注時に県外作業員による施工を想定していた工事（採用した見積条件が県外作業員による施工）については、この運用の適用外となるのか。

A6. 適用外です。当初想定していた作業員確保の条件では、明らかに施工が困難で条件変更が必要となる場合のみ適用することになります。

Q7. 実績報告書の借上費について、内容欄に倉庫や材料保管場所の敷地借上に要した地代の記載があるが、この費用も精算変更の対象となるのか。

A7. 対象外です。試行要領や運用に記載されている対象費用のみ設計変更できるものとしてします。

Q8. 元請業者が費用負担し、下請業者が手配等を行った作業員の宿泊費用については、対象となるのか。また、対象となる場合の実績証明書類は、下請業者との契約書類とすることは可能か。

A8. 対象となります。ただし、下請業者との契約書類については、宿泊実績が確認できないため、実績証明書類とすることはできません。

Q9. 土木工事に関するQ & Aについて、建築関係工事においても、適宜関連項目を適用することになるのか。

A9. そのとおりです。

Q10. 発電機などの工場製作機器を設置する工事において、現場で据付けを行う作業員の宿泊費等について、本試行を適用することは可能か。

A10. 工場製作機器設置工事は、県外等遠方の専門技術者が現場作業を行うことが通例であり、設計積算時における参考見積りにおいて、宿泊費等の必要経費を見込んでいる場合は、二重計上とならないように調整の上適用してください。

Q11. 本試行により、土木工事において工事用仮設宿舎をした場合、設計変更により対応できるとしているが、建築関係工事では適用できないのか。

A11. 建築関係工事においては、工事作業員のための工事用仮設宿舎が必要な場合は、共通仮設費として積上げ計上することができる積算基準となっています。